

ひょうご循環社会ビジョン

平成 1 3 年 5 月
兵 庫 県

目 次

第1章 ビジョン策定の趣旨・背景	1
1 ビジョン策定の趣旨・位置づけ等	1
(1) 策定の趣旨	
(2) ビジョンの位置づけ	
(3) ビジョンの想定年次	
2 ビジョン策定の背景	2
(1) 大量生産・大量消費・大量廃棄システムの破綻	
(2) 地域自律型社会の進展	
(3) その他影響があると思われる社会情勢の変化	
第2章 廃棄物処理・リサイクルを巡る現状と課題	6
1 兵庫県における現状と課題	6
(1) 一般廃棄物	
(2) 産業廃棄物	
2 法制度等の課題	1 1
第3章 目指すべき社会と基本的方策	1 3
1 目指すべき社会とその具体的な姿	1 3
2 目指すべき社会の実現を図るための基本的方策	1 5
3 基本的方策の推進のための具体的課題	1 6
(1) 物質循環の推進のための課題	
(2) 環境負荷の低減とリスク管理のための課題	
(3) あらゆる主体の参画と協働のための課題	
(4) 新たな仕組みづくりのための課題	
第4章 ビジョンの達成のための戦略	2 5
1 県として重点的に取り組む戦略	2 6
2 各主体が取り組むべき戦略	3 2
(1) 物質循環の推進のための戦略	
(2) 環境負荷の低減とリスク管理のための戦略	
(3) あらゆる主体の参画と協働のための戦略	
(4) 新たな仕組みづくりのための戦略	
第5章 戦略の具体化に向けた取組	5 1
1 兵庫県廃棄物処理計画の策定	5 1
2 兵庫県物質循環計画の策定	5 2

第1章 ビジョン策定の趣旨・背景

1 ビジョン策定の趣旨・位置づけ等

(1) 策定の趣旨

今日の我々の豊かな生活を生んだ大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、結果として、健全な物質循環の輪を絶ち、廃棄物の質的及び量的な拡大を招き、我々の生活環境に少なくない負荷を与えてきた。

廃棄物やリサイクルに係る問題は、個々の県民生活や事業活動に起因するものであり、我々は、その生活や事業活動のあり方を見直し、環境と共生した経済社会システムへと転換を図っていかなければならない。こうした中、事業者においては、ゼロエミッション（ごみゼロ）を目指した企業の取組が増加し、県民においては、資源ごみ回収への協力が進んでいる等、循環型社会の形成を目指した機運も徐々に高まってきている。

本県としては、環境の世紀といわれる21世紀を迎え、来るべき循環型社会のあるべき姿を明らかにするとともに、地方からの積極的な情報発信を行う必要があるとの観点から、単なる既存事業や既存施策の枠組みにとらわれることなく、長期的な視点に立った、廃棄物・リサイクル対策における目指すべき社会とその取組の方向を示すものとして、「ひょうご循環社会ビジョン」を策定する。

なお、国においても、循環型社会の形成に向けた基本法である「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする関連法が制定され、循環型社会を目指した取組が進められているところである。

(2) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、本県における廃棄物・リサイクル対策に取り組むべき方向を示すものであり、行政機関はもとより、県民、事業者等の社会を構成するあらゆる主体に共有されるべきものであるが、各主体における具体的な位置づけは次のとおりとなる。

県における位置づけ

今後の廃棄物・リサイクル対策の推進に係る県行政推進の基本的な指針として、施策展開にあたっての基本原則となるとともに、関連する個別計画においても最大の配慮がなされるものである。

市町における位置づけ

市町は、自らの権限と責任において、地域における廃棄物・リサイクル対策を行うが、本ビジョンは、こうした市町の自主的な取組の推進にあたって配慮されるべき事項を示したものであり、市町の廃棄物・リサイクル行政の

推進において配慮される指針となる。

県民、事業者等における位置づけ

県民や事業者は、その生活や事業活動を営むにあたり、社会の構成員の一員として責任ある行動を求められるが、本ビジョンは、こうした県民、事業者等の生活及び事業活動の推進にあたり配慮されるべき事項を示したものであり、その日常生活や事業活動において配慮される指針となる。

国等における位置づけ

国やその関係機関に対しては、本ビジョンに対する理解と、その推進に必要な事業の実施や制度の改善等の支援・協力を求めるものであり、県としても、国等に対して積極的な提案・要望を行っていく。

(3) ビジョンの想定年次

本ビジョンは、本県の廃棄物・リサイクル対策に取り組むべき方向を示すものであり、従来のいわゆる行政計画とはその性格を異にするため、あらかじめ定められた計画年次を置くことはしないが、21世紀初頭の兵庫づくりの基本的な方向を示すものとして策定された「21世紀兵庫長期ビジョン」の想定年次との整合を図り、概ね2030年頃を展望しつつ、2010～2015年頃を本ビジョンが達成される想定年次とする。

2 ビジョン策定の背景

(1) 大量生産・大量消費・大量廃棄システムの破綻

今日の我々の豊かな生活を築き上げてきた20世紀の高度経済成長システムは、投入される資源（インプット）と排出される廃棄物（アウトプット）の許容量に限界があることを考慮せず、経済効率を優先した大量生産・大量消費・大量廃棄によるワンウェイ型のシステムでもあった。このシステムを続けてきた結果、我々は、社会に投入される資源は有限であり、不要となったものを受け入れられる容量にも限界があり、これ以上、この大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムを続けることができないということを認識せざるを得ない状況に追い込まれている。

具体的には、以下のような問題として現れている。

資源・エネルギーの枯渇の恐れ

石油等の化石エネルギーや金属等の鉱物資源は有限なものであり、これを使

い尽くしてしまえば^{*1}、我々の生活自身が成り立たなくなる。このような限りある資源については、世代間、地域間を越えた人類共通の財産として効率的に利用していかなければならない。

自然資源の利用による環境負荷の増大

また、鉱物資源等の可能採掘年数に余裕がある場合でも、その採掘にあたっては、掘削時の残渣、製錬工程で排出される有害物質等、周辺環境への負荷を少なからず生じることとなる。

このように、一般的には、自然資源の使用は、再生資源の使用に比べて全体の環境負荷が高い場合もあることから、自然資源の採取から廃棄までの全体の環境負荷を考慮し、自然資源の採取を最小限に抑えていかなければならない。

また、再生資源や再生可能エネルギーを利用する場合にも、それらの再生可能な範囲内での利用に努めていく必要がある。

有害物質等による環境リスクの増大

消費者や製造事業者等が利便性や効率性を追求してきた結果として、数え切れないほどの多種多様な化学物質が生み出されてきた。こうした化学物質は、様々な製品等に姿を変えて我々の日常生活の中に存在している。これらの化学物質の中にはそれ自身が有害なものもあり、製品等が廃棄されれば、有害物質の漏出等による環境汚染が生じる恐れがある。（廃棄物等の不法投棄による環境汚染も考えられる。）

また、元々の物質に有害性が無くとも、ダイオキシン類のように焼却行為を通じて非意図的に生成する有害物質もあり、我々の生活環境に対する大きなリスクとなっている。

さらに、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）等のように、製品等の製造当時には予見困難なリスク（PCBやフロンも製造された時には有害性は認識されていなかった。）の発生も予想される。

最終処分場の逼迫

近年、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の立地が困難となってきたため、将来的には適正処理施設の不足を生じ、処理しきれない廃棄物が生活環境中にあふれ、重大な影響を及ぼすことも予想される。（近畿圏では、大阪湾フェニックス事業の実施により、直ちに最終処分場が不足する状況ではな

*1 例えば、確認埋蔵量を現在の採掘量で割った年数（可採年数）をみると、石油は約40年、天然ガスは約60年、鉱物資源では、銅が54年、鉛が45年、亜鉛が58年となる。（BPAモコ社統計、世界国勢図会等）

いが、全国的には、産業廃棄物の残余年数は相当逼迫してきている。^{*1)}

(2) 地域自律型社会の進展

社会資本（インフラ）の整備が進んでいない時代においては、中央集権体制による全国一律の社会資本整備が求められたが、21世紀の成熟社会においては、一人ひとりの県民や組織が、自律し、お互いの立場を尊重しながら、地域の特性に応じた豊かな社会を形成していくことが求められる。

特に、廃棄物・リサイクルを巡る問題は、個々の県民や事業者が原因者であるとともに、その影響を被る者でもあることから、地域のあらゆる主体の自律的な活動による取組が求められる問題である。

近年、ボランティア活動やNPO^{*2)}に対する県民の関心が高まってきているとともに、その活動の規模や範囲が広がってきており、これらが地域自律型社会を支える新たな基盤として、地域のリサイクル運動や普及啓発等を担う主体となってくることが期待される。

こうした県民や事業者の自律的行動を支援する立場にある行政のあり方についても、平成12年度より施行された地方分権推進一括法^{*3)}等による一層の地方分権の充実が図られており、地域独自の政策を遂行しやすくなってきている。こうした変化を踏まえ、県としても、県民や事業者等との対等なパートナーシップのもと、廃棄物・リサイクル政策に係る個性ある地域づくりを積極的に支援していくことが求められる。

(3) その他影響があると思われる社会情勢の変化

少子高齢社会の到来

来るべき21世紀における我が国は、総人口の緩やかな減少（2005年をピークに緩やかな減少に転じる）とともに、少子高齢化のなお一層の進展が見込まれている。

このことは、第一に、生産年齢人口の減少をもたらし、事業活動のさらなる効率化、省力化が求められ、高度成長期のような大量の資源と人材を投入し生産を拡大していくという大量生産・大量消費型の生産活動を継続することを困

*1 平成10年4月1日現在の一般廃棄物最終処分場の残余年数は、11.2年、産業廃棄物の残余年数は3.1年となっている。

*2 Non-Profit Organization（民間非営利組織）。NPOにどのような団体を含むかについては、色々な考え方が存在しており、公益法人や町内会・自治会まで含めてNPOと捉える考えもあるが、ここでは、NPO法の認証を受けた法人と法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体までを想定している。

*3 正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。平成11年の第145回国会で成立し、機関委任事務の廃止や権限の地方への移譲等を内容としている。

難とする。このため、少子高齢社会の進展は、大量生産・大量消費型のシステムを資源循環型システムへと切り替えていく上での契機となるとともに、使用済み製品の解体・リサイクルに係るさらなる合理化・省力化を図る必要性を生じさせられると思われる。

第二に、高齢者層の増加により、その雇用のあり方が問われるとともに、地域社会のあり方が大きく変わってくる。すなわち、地域自律型社会の推進ともあいまって、これら高齢者層が地域社会の担い手として、地域におけるリサイクル活動等について一定の役割を果たしていくと思われる。

情報通信技術（IT）の飛躍的向上

情報通信技術の飛躍的な発展により、情報の受発信に要する費用と時間が大きく低下し、瞬時に低コストで大量の情報がやりとりされることとなる。これにより、これまでの個人や組織のあり方を一変させることとなる。

生産から再生に至る資源循環のプロセスにおいては、多くの事業者が介在しており、それらの事業者間の意思の疎通が十分に図られず、リサイクルされるべき物がされない、リサイクルされた物が再度生産段階で使用されない等の問題が生じていたが、情報通信技術の発達はこの問題を一気に飛び越える可能性がある。例えば、インターネット上での自動車中古部品の流通市場等の形成や部品調達等はその一端であるといえる。

また、個人においても、生活や仕事のあり方が大きく変わり、人や物の流れが大きく変わることが見込まれ、これらに配慮した資源循環システムを構築する必要がある。さらに、県民・事業者・行政等が等しく情報を共有することが可能となり、廃棄物・リサイクル対策に係る情報交流が大量かつ多様に進むことが期待される。

第2章 廃棄物処理・リサイクルを巡る現状と課題

1 兵庫県における現状と課題

廃棄物処理法の区分によれば、廃棄物には、主に家庭から排出される一般廃棄物と事業活動を通じて排出される産業廃棄物とがあり、本県におけるそれぞれの排出及び処理状況とその課題を示せば、次のとおりとなる。

(1) 一般廃棄物

平成9年度の本県における（市町の処理した）一般廃棄物の総排出量は268万トンであり、1人1日当たりには換算すると、1,343gである。そのうち、78.5%が焼却等により減量され、リサイクル率は7.9%となっている。

なお、1人1日当たりのごみ排出量は全国平均よりも高く、リサイクル率は全国平均より低くなっている。

また、ごみ処理経費は、年間1,125億円であるが、施設建設改良費を除く維持管理経費は746億円となっており、県民1人当たりでは、年間12,212円となっており、こちらは、全国平均より低くなっている。

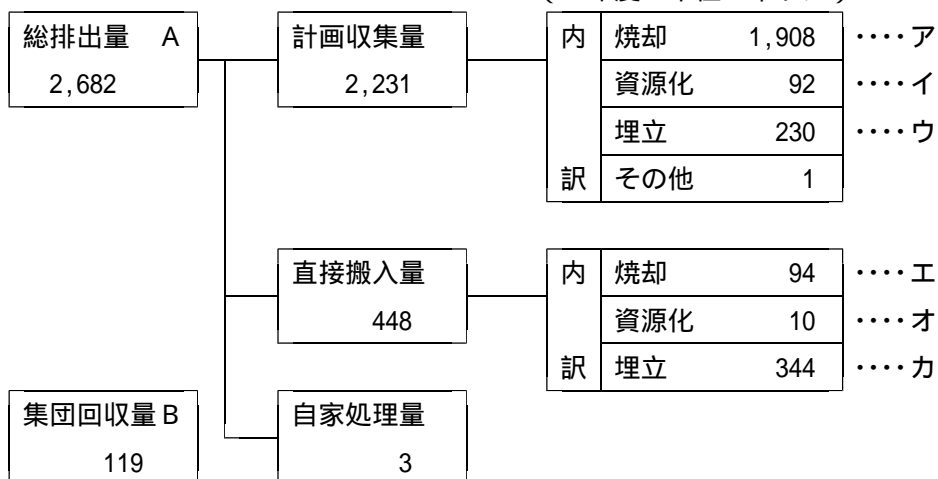
表1-1 一般廃棄物処理の状況

（平成9年度）

	兵庫県（（）は前年度）		【参考】 全国（（）は前年度）	
総排出量	268万 t	（265万 t）	5,120万 t	（5,115万 t）
1人1日当たり排出量	1,343 g	（1,334 g）	1,112 g	（1,114 g）
減量処理率	78.5%	（78.0%）	91.4%	（89.7%）
リサイクル率	7.9%	（7.4%）	11.0%	（10.3%）
ごみ処理事業経費	1,125億円	（1,118億円）	2兆2368億円	（2兆2843億円）
1人1日当たり年間ごみ処理経費	12,212円	（12,161円）	17,700円	（18,200円）

図1-1 一般廃棄物の処理フロー

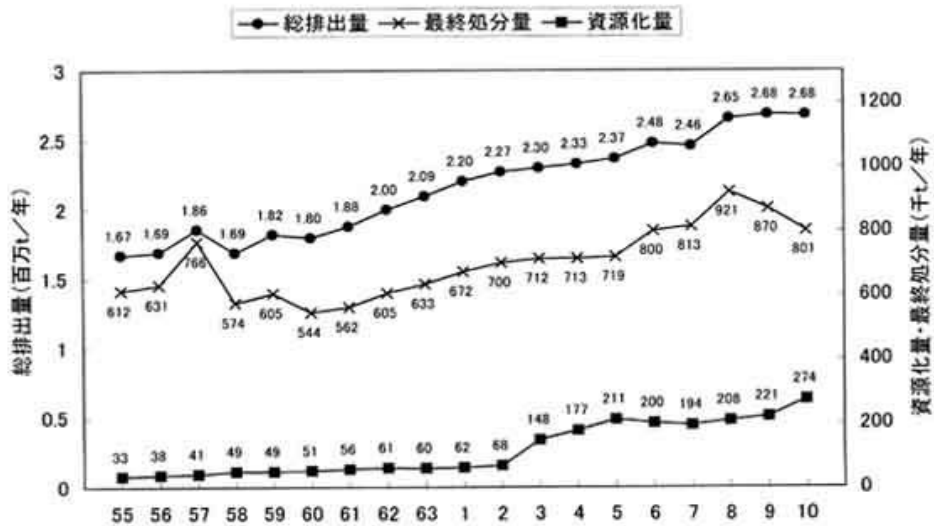
（9年度 単位：千トン）



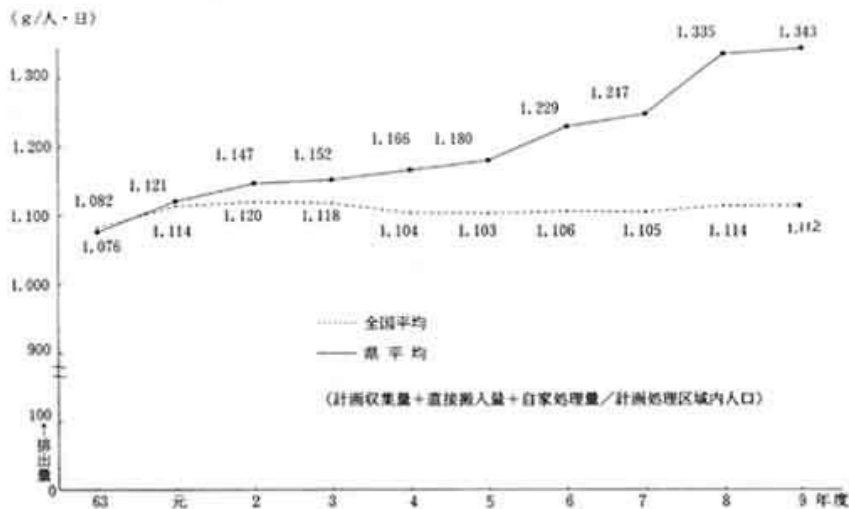
$$\left. \begin{aligned} \text{減量処理率} &= (\text{ア} + \text{エ}) / (\text{ア} + \text{イ} + \text{オ}) + (\text{イ} + \text{オ}) / (\text{ア} + \text{イ} + \text{オ}) \\ \text{リサイクル率} &= (\text{イ} + \text{オ} + \text{B}) / (\text{A} + \text{B}) \end{aligned} \right\}$$

なお、計画収集量のうちの資源化量（イ）のうち、容器包装リサイクル法に基づき分別収集されたものは53千tである。

一般廃棄物処理状況の推移



1人1日平均排出量の推移



また、昭和55年度からの推移を見れば、総排出量は一貫して緩やかな増加傾向であるが、近年は横這いになってきている。

なお、1人1日当たりの平均排出量は、全国平均が平成元年度以降横這いであるのに対して、本県の場合は緩やかな増加傾向にある。

以上のように、本県の一般廃棄物処理の現状を見れば、全国と比べ、1人1日当たりの発生量が高く（大阪府、北海道に次いでワースト3位）、かつリサ

イクル率は低い（鹿児島県、京都府、沖縄県、青森県、北海道、大阪府に次いでワースト7位）という状況である。このような状況を生じた原因として考えられることは、概ね次のとおりである。

分別収集の実施が十分でない市町があるとともに、分別収集が行われていても住民への情報提供が不十分で住民の協力が得られにくいこと

一般廃棄物処理は市町の事務であり、一般廃棄物の収集品目、収集方法等は、各市町が個別に定めるべきものではあるが、市町によっては、分別収集への取組が進んでいない（4分別（可燃、不燃、粗大、資源）以上の収集を行っている市町は、21市70町中、14市41町（10年度））ところがあり、分別収集の進んでいるところと進んでいないところの格差が大きい。また、分別収集が実施されている場合でも、リサイクル等に係る情報の提供が十分に行われず、住民の協力が十分に進まないため、分別収集の効果が上がっていないものもある。

これは、市町ごとに分別ルールが異なっている（例えば、隣接する市町どうしでごみ収集の取り扱いが異なる）ことと、分別やリサイクルに係る情報提供が十分ではないことが原因であると思われる。

事業系一般廃棄物について事業者の処理責任が徹底されていないこと

1人当たりのごみ排出量を市町別に見れば、最も低いところと高いところで5倍以上の開き（1人1日当たりの発生量の最大は2,375g、最小は447g）がある。これは、一般家庭から排出される廃棄物に加えて、事業系一般廃棄物^{*1}を併せて処理していることが大きな原因となっていると思われる。

本来、事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において処理することとされている（廃棄物処理法第3条第1項）ことから、家庭系ごみと混同することなく、事業者の処理責任を徹底させる必要がある。

(2) 産業廃棄物

平成9年度の兵庫県における産業廃棄物の総排出量は2,710万トンであり、一般廃棄物の総排出量のほぼ10倍である。そのうち、減量化量が1,478万トン、再生利用量が981万トンであり、リサイクル率は36.2%となっている。

産業廃棄物は少ない種類で大量に発生する傾向があるため、一般廃棄物に比較すればリサイクル率は高いが、全国平均に比べれば低くなっている。

*1 商店、事務所、工場などから排出される廃棄物であっても、廃棄物処理法で指定された19種類の産業廃棄物以外の一般廃棄物とされており、これらを事業系一般廃棄物という。OA機器の普及にともなうオフィス古紙の増加などによって事業系一般廃棄物が増加している。

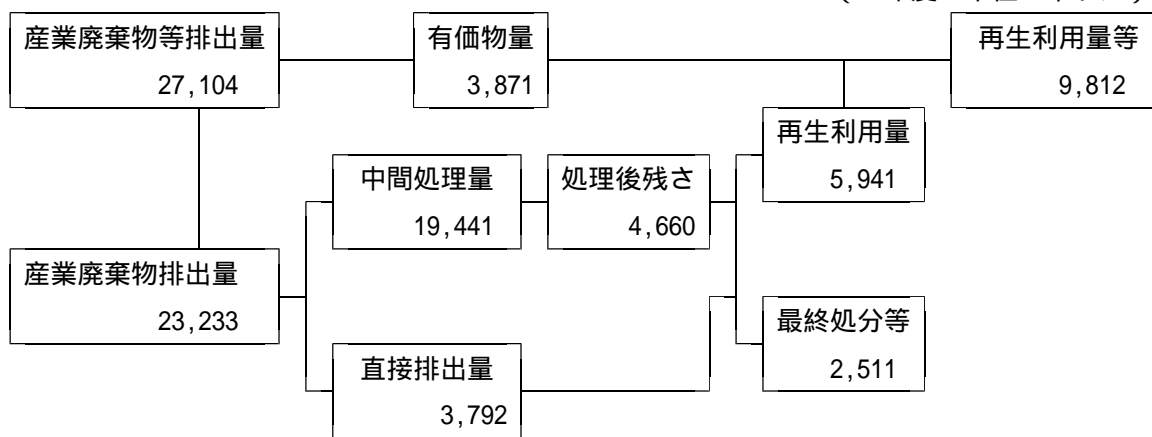
表 1 - 2 産業廃棄物処理の状況

(平成 9 年度)

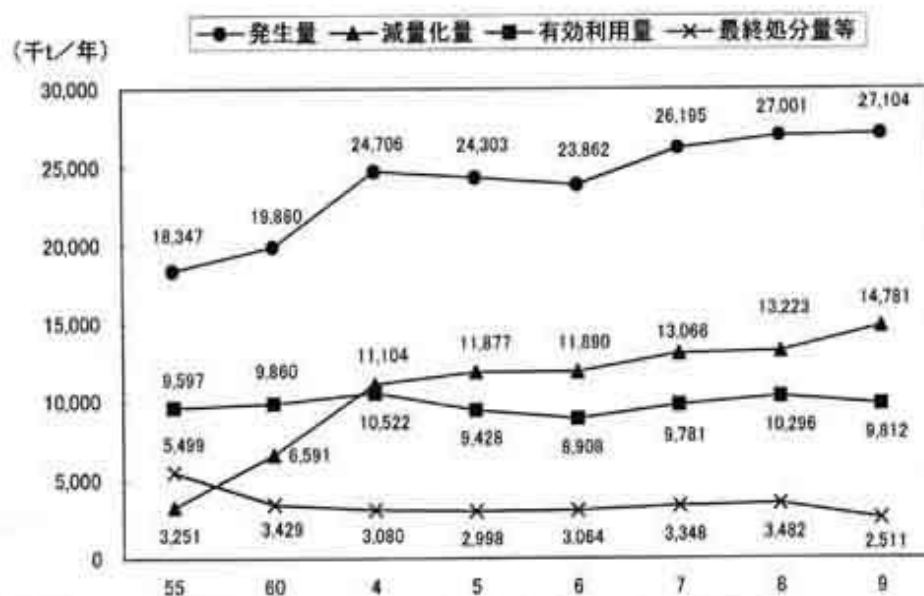
	兵庫県 ()は前年度)		【参考】 全国 ()は前年度)	
総排出量	2,710万 t	(2,700万 t)	41,500万 t	(42,600万 t)
減量化量	1,478万 t	(1,322万 t)	17,900万 t	(18,500万 t)
再生利用量	981万 t	(1,030万 t)	16,900万 t	(18,100万 t)
最終処分量	251万 t	(348万 t)	6,700万 t	(6,000万 t)
リサイクル率	36.2%	(38.1%)	40.7%	(42.5%)

図 1 - 2 産業廃棄物処理フロー

(9年度 単位：千トン)



産業廃棄物処理状況の推移



また、昭和55年度からの産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量は平成4年度まで増加傾向を示していたが、景気後退の影響から減少に転じ、その後、平成6年度から再び上昇基調にある。処理状況については、中間処理による減量化が進んだ結果として最終処分量が低くなっており、全国平均と比べても低い数値となっている。

なお、本県の産業廃棄物に係る特徴は次のとおりである。

全国でも有数の工業県であり、産業廃棄物排出量も多いこと

本県の製造品出荷額は、全国シェア4.7%、全国7位であり、全国でも有数の工業県である。産業構造上は、全国と比べ第二次産業、特に鉄鋼や化学等の製造業の比率が高い。産業廃棄物の総排出量は、2,710万t/年であり、全国比6.5%となっている。

また、地場産業として、食品製造、家具製造、皮革製造等があり、それぞれの産業活動に由来する産業廃棄物が地域ごとに偏在して発生している。

- ・製造品出荷額 兵庫県 15兆2000億円（全国シェア4.7%）
（平成9年） 全 国 323兆720億円

- ・総生産の産業別構成（8年度：%）

兵庫県	第二次産業	39.1	第三次産業	60.1
	製造業	27.7		
	第一次産業	0.8		
全 国	第一次産業	1.8	第三次産業	64.6
	第二次産業	33.6		
	製造業	23.5		

品目によっては県内の最終処分が困難であること

本県で発生する産業廃棄物は瀬戸内沿岸地域に偏在しているが、この地域での最終処分場の確保は困難であり、府県域を超えた公共関与による広域的な最終処分場として、大阪湾フェニックス事業による処分場が確保されている。

しかしながら、この最終処分場で処理できない汚泥やシュレッダーダスト等については、県外に持ち出されて埋立処分されている場合も多い。

不法処理が増加していること

瀬戸内沿岸で高度な産業集積が進んでいる一方で、その後背地は人口や産業集積の低い農山村地域となっている。このため、住民等の監視の及ばない地域で、廃棄物の不法投棄、野焼き等の不法処理が数多く発生している。

2 法制度等の課題

廃棄物処理法の規制がリサイクル事業推進の障害となる場合があること

< 廃棄物の定義の問題 >

現行の廃棄物処理法によれば、リユース、リサイクルされるべき物であっても、逆有償（引き渡し時に料金を支払う：料金と物の流れが同一方向である取引）であれば「廃棄物」とされ、その運搬や処理については、廃棄物処理法に基づく処理基準が適用されるほか、事業の許可や施設の許可が必要となる。

したがって、逆有償の使用済み製品を回収し、リサイクル事業を行う場合には、通常の廃棄物処理と同様に、廃棄物処理業の許可（一定の場合に許可不要とする特例措置が置かれる場合もある）と廃棄物処理施設の許可が必要であり、その手続きに多くの手間と時間を要することとなる。特に一般廃棄物処理業の許可の場合は、各々の市町ごとに許可が必要であること、また、市町の一般廃棄物処理計画に適合していなければ許可されないこと等から、新たな許可を取得することが困難となっている。

< 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の問題 >

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を置き、それぞれに処理責任や処理基準等を定めている。これは廃棄物の性質や性状による分類ではなく、処理責任の観点から排出者による分類が行われている。

しかし、事業活動に伴って排出された廃棄物であっても、廃棄物処理法の定める産業廃棄物の定義に該当しないものは一般廃棄物と定義され、必ずしも一般廃棄物と産業廃棄物の区分が処理責任の区分と結びついているわけではない。

このように、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を行うことによって、同じ性質・性状の物であっても、それぞれに異なる手続きが必要となる。例えば、一般廃棄物処理業の許可が市町村に、産業廃棄物処理業の許可が都道府県（あるいは保健所設置市）にあることにより、広域的に事業を展開しようとするれば、関係する全ての市町村なり都道府県の許可を得る必要がある。さらに、廃棄物処理法の許可基準は法律で定められているが、各自治体の法の運用が統一されていない場合が少なくない。

< 構造基準と排出基準の二重規制の問題 >

廃棄物処理施設の設置にあたっては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に定める排出基準のほか、廃棄物処理法により、その構造に関する基準と維持管理に関する基準が詳細に定められており、事実上二重の規制となっている。

技術の信頼性が低く不法な処理が横行していた時代には、排出基準だけでなく施設の構造に関する詳細な基準が必要であったが、信頼性の高い技術が日進月歩で進歩する今日にあっては、こうした詳細な構造基準を置くことの意味は

かなり薄れてきている。

特に、事業者による技術選択の幅が広いリサイクル施設にあっては、詳細な構造基準を定め、その適合性を強く求めれば、かえって事業の実施を妨げる場合も考えられるので、排出基準の遵守を前提としつつ、こうした厳密な構造基準に基づいた事前規制によるのではなく、事後的な排出基準の監視を強化するとともに、その事業効果を地域住民を含めた社会全体で監視するあり方に改めていくべきである。

生産・流通段階において処理・リサイクル費用の配慮がなされていないこと

これまで、製品の製造や流通段階（いわゆる上流段階）では使用済み製品が廃棄された後の回収・処理・リサイクル費用についての考慮（リサイクルの容易な製品設計上の工夫等）がなされてこなかった。本来、生産や流通段階でリサイクルや適正処理に係る配慮を行うことによって、生産・流通の費用に、回収・処理・リサイクルの費用を加えた合計費用を最小化することができ、リサイクルも促進される。

しかし、上流段階で、回収・処理・リサイクル費用を含めた全体費用の最小化が配慮されず、市場経済での費用の内部化がされなかった結果として、下流段階での費用が増大してしまった。そして、回収・処理に係る自治体の費用負担の増加や、回収・リサイクル費用の増加によるリサイクル事業の困難性を招いた。

官民の役割分担が明確でないこと

悪質な事業者等による不法投棄等の問題が廃棄物処理業全体のイメージを低下させていること、廃棄物処理施設の立地にあたり周辺住民の反対から施設建設が困難となっていること等の問題を受け、産業廃棄物処理に対する信頼性を回復するため、公共関与による模範的な施設整備を図ろうとする取組（廃棄物処理センターの指定要件の緩和等）が進められている。

一方、一般廃棄物処理については、事業の効率性を追求する観点から、PFI事業^{*1}の推進等、民間活力の導入を図ろうとする取組が見られる。

このように、一般廃棄物は市町の、産業廃棄物は事業者の処理責任であるという原則はそのままにしながら、その例外措置が拡大しており、処理責任のあり方についてのルールを再構築する必要がある。

*1 Private Finance Initiative（民間資本主導）の略。従来国や地方自治体が行ってきたインフラ整備などのサービスを、民間資本がかわって提供する手法で、行政の財政負担を増すことなく社会資本の整備を行う効果と同時に、企業の公共事業拡大の契機としても注目されている。

平成11年、議員立法により「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が成立し、その推進が図られている。